

協議第 4 8 号 第三セクター等の取扱いについて

第三セクター等の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 6 月 2 4 日 提出

「5年を目標に」
を追加する。

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

第三セクター等の取扱いについて

第三セクター等の取扱いについては、次のとおり取扱うものとする。

1. 第三セクターについては、現行どおり新市に引き継ぎ、地域の第三セクターとして存続することとし、合併後、新市において調整する。
なお、(有)菊池観光物産館、(有)七城町特産品センター、(有)七城町銘柄米センター、(有)旭志村ふれあいセンター、(有)有朋の里泗水については、出荷体制等の運営制度を維持することとし、合併後、新市において調整する。
2. 各市町の土地開発公社については、合併後、統合し、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。

平成 1 6 年 7 月 2 2 日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

| 協 定 項 目 | 第三セクター等の取扱い | 関 係 項 目 | 第三セクター | |
|----------------------------|--|--|---|--|
| 調 整 の 内 容 | 第三セクターについては、現行どおり新市に引き継ぎ、地域の第三セクターとして存続することとし、合併後、新市において調整する。 なお、(有)菊池観光物産館、(有)七城町特産品センター、(有)七城町銘柄米センター、(有)旭志村ふれあいセンター、(有)有朋の里泗水については、出荷体制等の運営制度を維持することとし、合併後、新市において調整する。 | | | |
| | 現 | | 況 | |
| 市 町 村 名 | 菊池市 | 七城町 | 旭志村 | |
| 市 町 村 別 内 容 | <p>【第三セクターの状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 有限会社 菊池観光物産館 2. 所在 菊池市大字隈府1273番地の1 3. 業務開始日 平成4年3月31日 4. 資本金 9,600千円 5. 出資割合 菊池市54% その他46% 6. 代表者 菊池市長 7. 役員総数 9名 8. 従業員数 店長1名、正規従業員5名 1年契約社員2名 9. 主な事業目的 各種菓子、牛乳、乳製品、農畜水産加工品、油脂及びその加工品、酒類、しいたけ、茶、米、清涼飲料水、その他食料品販売、陶芸品工芸品、民芸品、タバコ、フィルムの販売 10. 主な事業内容 事業目的に付帯する一切の内容 11. 会計年度 4月1日～3月31日 12. 年間額(平成15年度実績) ・管理委託料 7,400千円 <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 有限会社ファームきくち 2. 所在 菊池市大字隈府888 3. 業務開始日 平成16年4月15日 4. 資本金 11,150千円 5. 出資割合 菊池市90% 菊池市観光物産館9% その他1% 6. 代表者 菊池市長 7. 役員総数 4名 8. 従業員数 正規従業員3名 9. 主な事業目的 農林産物の生産・加工・販売、農業経営者の指導・育成ほか 10. 主な事業内容 栽培実証事業、ダイレクト販売事業、就農促進・技能習得支援事業ほか 11. 会計年度 1月1日～12月31日 12. 年間額(平成16年度) 事業委託費 6,687千円 | <p>【第三セクターの状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 有限会社 七城町特産品センター 2. 所在 七城町大字岡田306番地 3. 業務開始日 平成7年4月29日 4. 資本金 75,000千円 5. 出資割合 七城町87%その他13% 6. 代表者 七城町長 7. 役員総数 16名 8. 従業員数 支配人1名、正規従業員10名 パート33名 9. 主な事業目的 特産品の販売、情報収集、生産指導 10. 主な事業内容 特産品の販売、情報収集、都市との交流 11. 会計年度 4月1日～3月31日 12. 年間額(平成15年度実績) ・管理委託料 6,315千円 <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 有限会社 七城町振興公社 2. 住所 七城町大字林原962番地1 3. 業務開始日 平成8年4月26日 4. 資本金 80,000千円 5. 出資割合 七城町85% その他15% 6. 代表者 七城町長 7. 役員総数 11名 8. 従業員数 支配人1名、正規従業員6名 パート40名 9. 主な事業目的 温泉施設等の運営管理 10. 主な事業内容 温泉入浴、飲食の提供、旅行業務 11. 会計年度 4月1日～3月31日 12. 年間額(平成15年度実績) ・管理委託料 144,849千円 <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 有限会社 七城町銘柄米センター 2. 住所 七城町大字甲佐町24番地1 3. 業務開始日 平成12年4月1日 4. 資本金 84,000千円 5. 出資割合 七城町95.2%その他4.8% 6. 代表者 農協理事 7. 役員総数 9名 8. 従業員数 正規従業員5人 9. 主な事業目的 ブランド米の確立 10. 主な事業内容 米の生産指導及び販売 11. 会計年度 1月1日～12月31日 12. 年間額(平成15年度実績なし) | <p>【第三セクターの状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 有限会社 旭志村ふれあいセンター 2. 所在 旭志村大字川辺1886 3. 業務開始日 平成6年4月16日 4. 資本金 24,350千円 5. 出資割合 旭志村67% その他33% 6. 代表者 旭志村長 7. 役員総数 14名 8. 従業員数 センター長1名、正規従業員10名 準社員2名、パート17名 9. 主な事業目的 物産販売、飲食店、展示会場 10. 事業内容 特産品の販売、飲食の提供、情報の受発信 研修等会場の提供 11. 会計年度 4月1日～3月31日 12. 年間額(平成15年度実績) ・管理委託料計 6,427千円 ふれあいセンター 3,543千円 道の駅 2,884千円 <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 株式会社 四季の里旭志 2. 住所 旭志村大字麓2934番地10 3. 業務開始日 平成7年7月1日 4. 資本金 100,000千円 5. 出資割合 旭志村51% その他49% 6. 代表者 旭志村長 7. 役員総数 14名 8. 従業員数 支配人1名、正規従業員8名 パート13名 9. 主な事業目的 温泉施設・飲食店・キャンプ場等宿泊施設 動物とのふれあい・温水プールの経営 10. 主な事業内容 温泉入浴・キャンプ及び野外活動・動物とのふれあい・飲食の提供 11. 会計年度 2月1日～1月31日 12. 年間額(平成15年度実績) ・管理委託料計 14,708千円 施設管理委託料 8,508千円 周回バス委託料 6,200千円 | <p>【第三セクターの状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 有限会社 有朋の里泗水 2. 所在 泗水町大字豊水3393番地 3. 業務開始日 平成4年7月13日 4. 資本金 16,000千円 5. 出資割合 泗水町51% その他49% 6. 代表者 泗水町長 7. 役員総数 9名 8. 従業員数 支配人1名、正規従業員1名 パート10名 9. 主な事業目的 孔子公園の管理及び資料館の運営 不動産の賃借、管理並びに運用 観光土産物、花卉、生鮮食料品、乳製品 菓子、煙草、飲料水及び軽飲食物の販売 10. 主な事業内容 孔子公園の管理・運営、物産館「養生市場」の 管理・運営、農産加工施設の管理、道の駅の 管理 11. 会計年度 4月1日～3月31日 12. 年間額(平成15年度実績) ・管理委託料 計 13,471千円 孔子公園 7,894千円 第2物産館 1,667千円 道の駅 2,461千円 第1物産館 1,449千円 <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 有限会社 泗水アグリ振興 2. 住所 泗水町大字豊水3375番地の1 3. 業務開始日 平成6年3月28日 4. 資本金 13,200千円 5. 出資割合 泗水町25.75%その他74.25% 6. 代表者 JA菊池泗水中央支所 担当理事 7. 役員総数 8名 8. 従業員数 現在なし(休眠中) 9. 主な事業目的(現在休眠中) 10. 主な事業内容(現在休眠中) 11. 会計年度 4月1日～3月31日 12. 年間額(平成15年度実績なし) 13. その他 合併までに解散に向けて調整中 |

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

| | | | | | |
|----------------------------|---|---|--|--------|--|
| 協定項目 | 第三セクター等の取扱い | | 関係項目 | 土地開発公社 | |
| 調整の内容 | 各市町の土地開発公社については、合併後、統合し、新市の（新市名）土地開発公社として存続するものとする。 | | | | |
| | 現 | | 況 | | |
| 市町村名 | 菊池市 | 七城町 | 旭志村 | 泗水町 | |
| 市 町 村 別 内 容 | 土地 開 発 公 社 | <p>【土地開発公社の状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 菊池市土地開発公社 2. 住所 菊池市大字隈府 8 8 8 番地 (菊池市役所内) 3. 認可日 昭和 4 9 年 3 月 2 8 日 4. 設立日 昭和 4 9 年 4 月 1 日 5. 資本金 1, 0 0 0 千円 6. 出資割合 菊池市 1 0 0 % 7. 主な業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ・公有用地の取得、造成その他管理 及び処分事業 ・住宅用地及び工業用地等の造成事業 8. 組織 <ul style="list-style-type: none"> ・理事 1 0 名 (内理事長、副理事長、常 務理事各 1 名) ・監事 1 名 ・事務局 2 名 理事から事務局まで全て市職員兼務 9. 年間行政支援額 平成 1 5 年度実績なし 1 0. 保有地状況 (H 1 6 . 3 . 3 1 現在) <ul style="list-style-type: none"> ・公有用地及び代行用地 面積：1 1, 4 6 7 m² (金額：7 7, 9 2 8 千円) ・住宅用地及び工業用地等：なし 1 1. 負債の状況 (H 1 6 . 3 . 3 1 現在) 借入金：0 千円 前受金：3, 5 0 0 千円 | <p>【土地開発公社の状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 七城町土地開発公社 2. 住所 七城町大字甲佐町 7 4 番地の 1 (七城町役場内) 3. 認可日 昭和 6 3 年 1 0 月 2 5 日 4. 設立日 昭和 6 3 年 1 1 月 9 日 5. 資本金 1 0, 0 0 0 千円 6. 出資割合 七城町 1 0 0 % 7. 主な業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ・公有用地の取得、造成、処分 ・工業団地の用地の造成、処分 ・住宅用地の取得、造成、処分 8. 組織 <ul style="list-style-type: none"> ・理事 1 0 名 (内理事長 1 名、副理 事長 1 名) ・監事 1 名 9. 年間行政支援額 平成 1 5 年度実績なし 1 0. 保有地状況 (H 1 6 . 3 . 3 1 現在) <ul style="list-style-type: none"> ・林原工業団地：2 6, 2 4 9 m² (金額：2 1 7, 5 7 2 千円) ・蘇崎工業団地：7 7, 0 0 0 m² (金額：1, 0 7 3, 9 8 8 千円) 1 1. 負債の状況 (H 1 6 . 3 . 3 1 現在) 借入金：8 6 9, 5 0 0 千円 | 設置なし | <p>【土地開発公社の状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 名称 泗水町土地開発公社 2. 住所 泗水町大字福本 3 8 3 番地 (泗水町役場内) 3. 認可日 昭和 6 0 年 2 月 4 日 4. 設立日 昭和 6 0 年 3 月 2 日 5. 資本金 1 0, 0 0 0 千円 6. 出資割合 泗水町 1 0 0 % 7. 主な業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ・公有用地の取得、造成その他 管理及び処分事業 ・住宅用地及び地域開発の造成 事業 8. 組織 <ul style="list-style-type: none"> ・理事 1 0 名 (内理事長 1 名、副理 事長 1 名) ・監事 1 名 ・事務局 (事務局長 1 名及びその 他の職員) 理事から事務局まで、全て町 職員兼務 9. 年間行政支援額 平成 1 5 年度実績なし 1 0. 保有地状況 (H 1 6 . 3 . 3 1 現在) <ul style="list-style-type: none"> ・面積：1 5 5, 4 8 9 m² (金額：1, 3 8 9, 1 8 8 千円) 1 1. 負債の状況 (H 1 6 . 3 . 3 1 現在) 借入金：1, 2 3 0, 0 0 0 千円 |

協議第48号 第三セクター等の取扱いについて 参考資料(第三セクター)

| 地 域 名 | 調 整 方 針 |
|----------------|--|
| 田浦町・芦北町合併協議会 | 第三セクター(有)御立岬及び(有)あしきたマリンサービスについては、現行のとおりとする。 |
| 八代地域市町村合併協議会 | 第三セクターについては、現行どおり新市に引き継ぐ。 |
| 阿蘇中部4町村合併推進協議会 | 第三セクターの取扱いについては現行どおりとし、合併後に統合について検討する。 |
| 南阿蘇3村合併協議会 | 第三セクターについては、現行どおり新村に引き継ぐが、株式会社はくすい、有限会社くぎのむら、有限会社ちょうようむらは、新村において統合する方向で調整する。 |
| 鹿本地域合併協議会 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 鹿北町の幸の国木材工業(株)、(株)小栗郷、菊鹿町の(株)菊鹿フラワーバンク、(株)あんずの丘、鹿本町の(株)鹿本町振興公社(水辺プラザかもと)については、地域の第3セクターとして存続することとし、合併後新市において調整する。また、鹿北町の(株)小栗郷、菊鹿町の(株)あんずの丘、鹿本町の(株)鹿本振興公社については、出荷体制等の運営制度を維持する方向で調整する。 2. 山鹿市の財団法人山鹿市地域振興公社については、新市に引き継ぎ、合併後、新市において調整する。 |
| 宇城西部五町合併協議会 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 三角町振興株式会社、不知火温泉有限会社及び希望の里ホンダ株式会社の出資については、新市に引継ぐものとする。 2. アグリパーク豊野振興協会については、合併までに第三セクター化等を検討する。 3. 三角町振興株式会社、不知火温泉有限会社及びアグリパーク豊野振興協会については、設立の趣旨や地域の実情等を考慮し、新市においてそのあり方等を検討する。 |
| 玉名地域1市8町合併協議会 | <ol style="list-style-type: none"> (1) 横島町の(有)横島町特産物振興協会・天水町の(株)草枕温泉てんすい・菊水町の(株)菊水ロマン館・三加和町の(株)肥後元気村及び南関町の(有)南の関「うから館」については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後新市において調整するものとする。 (2) 玉名市の(財)玉名市自治振興公社については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後新市において調整するものとする。 |

| 項目 | 内容 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|-----------------|------|----|--------|----|-----------------|--------|----|------------|--------|------|----------------|--------|-----------|-------------|
| 1 セクターの特性 | <table border="1" data-bbox="609 240 1722 392"> <thead> <tr> <th>セクター</th> <th>管理主体</th> <th>特性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一セクター</td> <td>行政</td> <td>公平、均一、非営利、慎重な対応</td> </tr> <tr> <td>第二セクター</td> <td>企業</td> <td>特定、利潤追求、迅速</td> </tr> <tr> <td>第三セクター</td> <td>官民共同</td> <td>第1と第2の利点吸収、採算性</td> </tr> <tr> <td>第四セクター</td> <td>市民主体・官民支援</td> <td>個別、自由な展開、協調</td> </tr> </tbody> </table> | セクター | 管理主体 | 特性 | 第一セクター | 行政 | 公平、均一、非営利、慎重な対応 | 第二セクター | 企業 | 特定、利潤追求、迅速 | 第三セクター | 官民共同 | 第1と第2の利点吸収、採算性 | 第四セクター | 市民主体・官民支援 | 個別、自由な展開、協調 |
| セクター | 管理主体 | 特性 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第一セクター | 行政 | 公平、均一、非営利、慎重な対応 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第二セクター | 企業 | 特定、利潤追求、迅速 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第三セクター | 官民共同 | 第1と第2の利点吸収、採算性 | | | | | | | | | | | | | | |
| 第四セクター | 市民主体・官民支援 | 個別、自由な展開、協調 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 公益法人 | <p>公益法人は、民法の規定に基づき設置される法人で、人の集まりである社団法人、財産の集まりである財団法人の2種類があります。また、第三セクターは、そのほとんどが商法の規定に基づき設立される法人で、株式会社の経営形態をとっています。(出所：合併ガイドブック)</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 第三セクターの統廃合の必要性 | <p>合併に伴って、これら公益法人や第三セクターに対する出資者、株主である地位は、地方自治法施行令第5条第1項の規定により、市町村の地域が新たに属することとなった合併市町村に引き継がれますが、株主の名義変更等がもとめられるならば合併市町村は速やかに所定の手続きをとる必要があります。これら公益法人と第三セクターの役員については、充て職でなく自然人を委嘱しているなら直接的な影響はないものの、実際には速やかな役員変更の手続きが必要になる場合が多いと思われます。</p> <p>市町村合併は、合併関係市町村が出資している公益法人や第三セクターの統廃合に直ちにつながるものではありませんが効果的、効率的な管理を図る上で必要があると判断される場合には、公益法人、第三セクターの統廃合を検討することは必要です。(出所：合併ガイドブック)</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 関係法令 | <p>【地方自治法(抄)】 (公の施設の設置、管理及び廃止) 第244条の2 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。</p> <p>(職務権限) 第199条 7 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給、その他の財政的支援を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該地方公共団体が第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものについても、また、同様とする。</p> <p>【地方自治法施行令(抄)】 第5条 普通地方公共団体の配置分合があつた場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を継承する。その地域により継承の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の配置分合にあつては総務大臣、市町村の配置分合にあつては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は継承すべき普通地方公共団体を指定するものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |

廃置分合における土地開発公社の取扱いについて、本県の基本的な考え方はいかがか。

土地開発公社の業務である土地の取得、管理、処分等については統合的一体的に処理することが望ましいことから、一地方公共団体一公社が原則である。また、設立団体の廃置分合後であっても現存する土地開発公社は存続することとなるが、複数あることの必要性が特に存しないと考えられる。

廃置分合の総務大臣の告示後であっても、土地開発公社が本来地方公共団体がなすべき業務を行うなど公益性に富んでいること等に鑑み、将来にわたって予想される業務量、設立団体の財政状況等を踏まえ、その存続の必要性について十分検討を行った上で、統合についての検討を行うこと。

なお、統合についてはいくつかの方法が考えられるが、各土地開発公社の実態に則した対処が必要となることに留意すること。

廃置分合における土地開発公社の統合は、どのような方法があるか。

統合については、次のような方法が考えられる。

【パターン1】

合併前に土地開発公社の財産を存続させる土地開発公社に譲渡した後、解散・清算し合併後に名称変更を行い統合する方法。

A町土地開発公社に保有土地があった場合、合併前に存続させるB町土地開発公社に譲渡し、その収益をもってA町土地開発公社は解散・清算する。合併後、B町土地開発公社の設立団体等の定款変更を行う。

【パターン2】

合併後に土地開発公社の財産を存続させる土地開発公社に譲渡した後解散し、統合する方法

合併後、定款の変更（設立団体、解散に伴う残余財産の帰属に関する事項）を行い、パターン1同様解散するA町土地開発公社に保有土地があった場合、存続するB町土地開発公社に保有土地を譲渡し、存続しないA町土地開発公社はその収益をもって解散・清算する。

【パターン3】

合併前にすべての土地開発公社が解散し、新市において新たに土地開発公社を設立する方法。

A町土地開発公社及びB町土地開発公社に保有土地があった場合、設立団体に譲渡しその収益をもって解散・清算する。合併後、新市において新たにC市土地開発公社を設立する。

この場合、旧団体は自己財源で購入することとなり、財政負担の問題、及び存続する土地開発公社がないため職員の処遇の問題が生じる。

合併前に共同設立する方法もあるが、新たな出資等により慎重に検討。

パターン1の方法による場合、具体的にどのような手順で進めるのか。

次のような手順で進めることとなる。

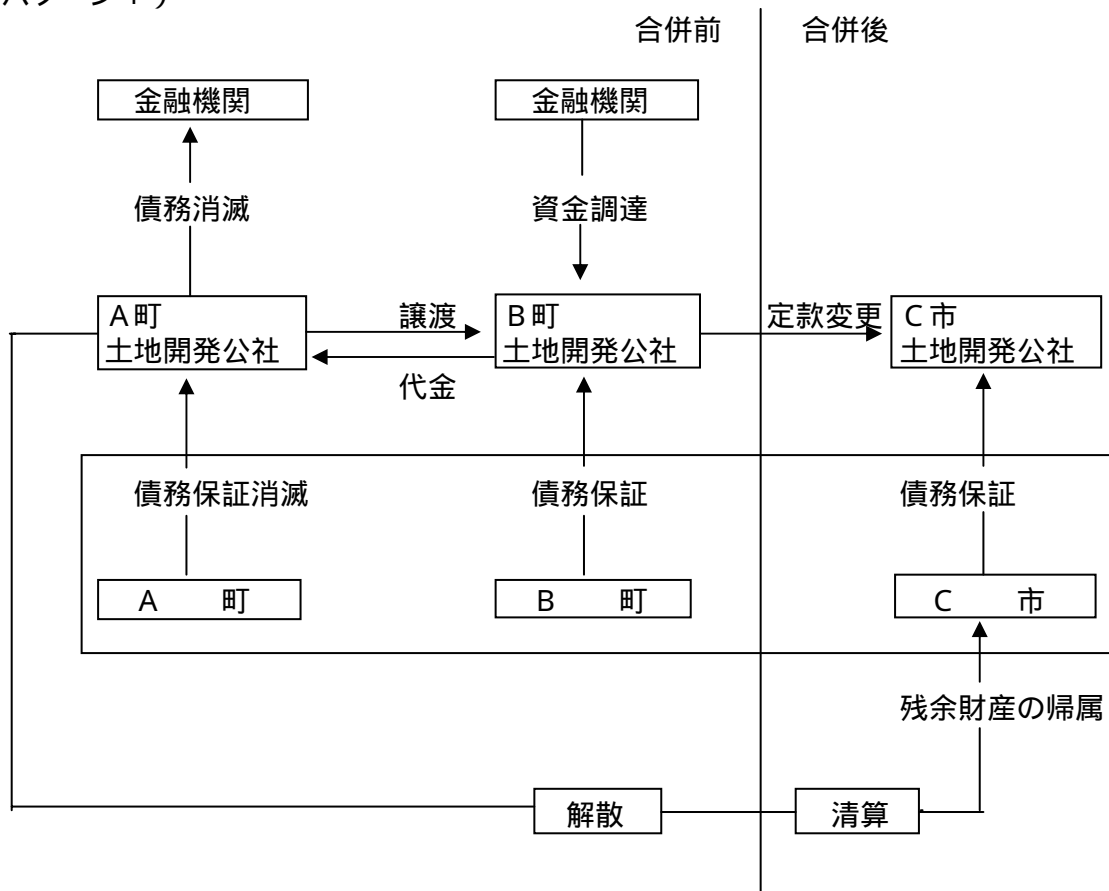
A町土地開発公社（解散）

- 保有土地を存続させるB町土地開発公社に譲渡（有償）する。
- 譲渡した収益をもって金融機関へその借入金を弁済する。
- 公拡法第22条の規定等に基づき手続を進め、解散・清算する。

B町土地開発公社（存続）

- B町は債務負担行為で定めた上で、B町土地開発公社に対し債務保証（A町土地開発公社の保有する土地を購入すべき資金相当分）を行う。
- 用地取得の資金を金融機関から調達する。
- A町土地開発公社の土地を取得（有償）する。
- 合併後、定款（設立団体等）の変更を行う。（公拡法第14条）

（パターン1）



パターン2の方法による場合、具体的にどのような手順で進めるのか。

次のような手順で進めることとなる。

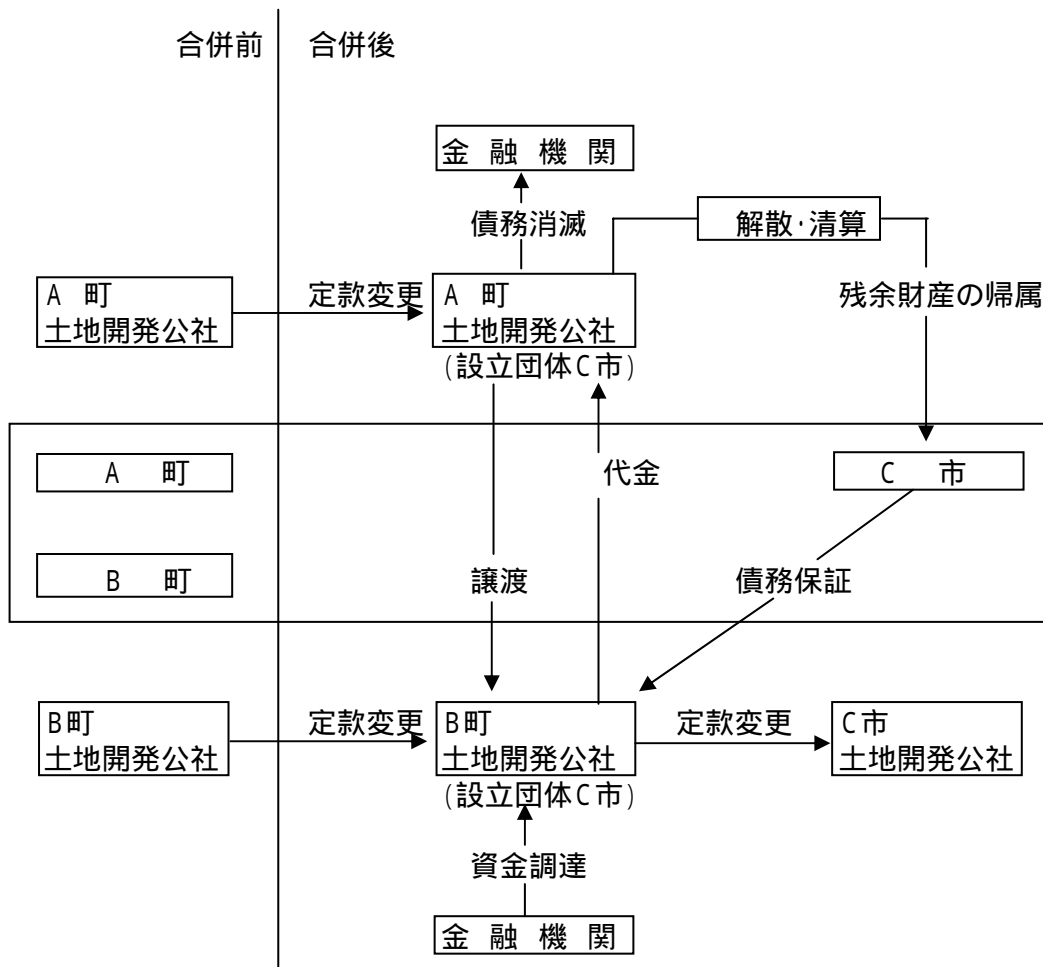
A町土地開発公社(解散)

- 合併後、定款(設立団体等)の変更を行う。
- 保有土地を存続させるB町土地開発公社に譲渡(有償)する。
- 譲渡した収益をもって金融機関へその借入金を弁済する。
- 公拡法第22条の規定等に基づき手続を進め、解散・清算する。

B町土地開発公社(存続)

- 合併後、定款(設立団体等)の変更を行う。
- 合併市町村は債務負担行為で定めた上で、B町土地開発公社に対し債務保証(A町土地開発公社の保有する土地を購入すべき資金相当分)を行う。
- 用地取得の資金を金融機関から調達する。
- A町土地開発公社の土地を取得(有償)する。
- 定款(名称等)の変更を行う。

(パターン2)



パターン3の方法による場合、具体的にどのような手順で進めるのか。

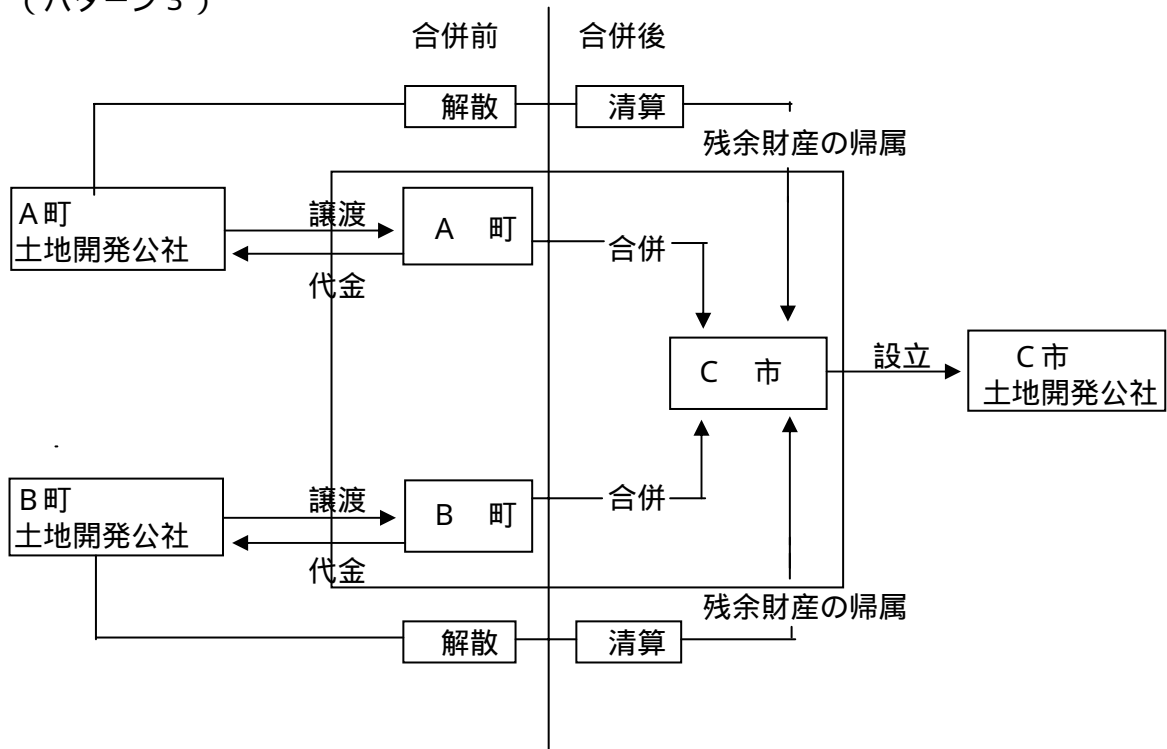
次のような手順で進めることとなる。

A町、B町土地開発公社（解散）

両町土地開発公社の解散にあたって、A町はA町土地開発公社から、B町はB町土地開発公社から公有地となるべき土地を購入（有償）する。両土地開発公社はその収益をもって解散・清算する。この場合、設立団体は自己財源での購入となり、新たな財源負担が生ずる。

A町土地開発公社とB町土地開発公社は、合併の日の前日に解散する。
C市の設置後、C市土地開発公社の設立を行う。（公拡法第10条）

（パターン3）



協議第48号 第三セクター等の取扱いについて 参考資料（土地開発公社）

| 地 域 名 | 調 整 方 針 |
|---------------------------|---|
| 菊池南部四町合併協議会 | 各町の土地開発公社については、統合し、新市の（新市名）土地開発公社として存続するものとする。 |
| 玉名地域1市8町合併協議会 | 玉名市土地開発公社及び長洲町土地開発公社については、いずれか一方を新市の土地開発公社として存続するものとする。 |
| 天草上島4町合併協議会 | 大矢野町土地開発公社及び龍ヶ岳町土地開発公社については、いずれかを新市の土地開発公社として存続させることとする。 |
| 鹿本地域合併協議会 | 山鹿市土地開発公社については、新市に引き継ぎ、新市土地開発公社として存続させる。 |
| 八代地域市町村合併協議会 | 土地開発公社については、次の手順により合併までに統合する。 (1) 鏡町土地開発公社については、所有する土地を八代市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する (2) 八代市土地開発公社については、新市において新市土地開発公社として存続させる。 |
| 引田町・白鳥町・大内町合併協議会 (香川県) | 引田町土地開発公社及び大内町土地開発公社については、所有する財産を白鳥町土地開発公社に譲渡し、合併の前日までに解散する。 白鳥町土地開発公社については、新町において 町（新町名）土地開発公社として存続するものとする。 |
| 三次市・又三郡・甲奴町合併協議会 (広島県) | 土地開発公社については、次の手順により合併までに統合する。 (1) 吉舎町土地開発公社及び三良坂町土地開発公社については、所有する財産及び負債を三次市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。 (2) 三次市土地開発公社については、新市において新市土地開発公社として存続させるものとする。 |

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 1 土地開発公社とは | <p>【土地開発公社とは】 公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、地方公共団体が、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地の取得及び造成等を行わせるため、単独又は共同で全額出資して設立する特殊法人である。地価の高騰は、地方公共団体にとっても、計画的な土地利用の実施はもちろん、住民サービスのための公共用施設整備や地域開発事業に必要な公共用地の取得が困難となり、財源的にも対応できないという状況から、民法34条の法人又は商法法人としての地方公社等の設立が多く見られた。</p> <p>【土地開発公社の業務】 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく都市計画区域の先買いに係る土地、道路、公園、緑地その他の公共施設、公共施設の用に供する土地等の取得、造成等に関する業務、住宅用地の造成事業や港湾整備事業等に関する業務の他、これらの業務の遂行に支障のない範囲において、地方公共団体の委託に基づいて当該土地の造成等とあわせて整備されるべき公共施設又は公共施設の整備に関する業務、及び国、地方公共団体、その他公共的団体の委託に基づく土地取得のあっせん、調査、測量等である。(出所：自治用語辞典)</p> |
| 2 土地開発公社の設立・定款の変更及び解散 | <p>【土地開発公社の設立】 公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」という。)第10条第1項において、地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる定められています。</p> <p>【土地開発公社の定款の変更】 地方公共団体が土地開発公社を設立しようとする場合は、議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事の認可を受けて設立登記をすることが必要です。また、定款の変更をしようとする場合も、同様な手続きが必要です。</p> <p>【土地開発公社の解散】 土地開発公社を解散しようとする場合は、公拡法第22条において、設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の認可を受けることが必要とされており、解散時にその債務を弁済してなお残余財産がある場合には、出資者に対し定款で定めるところにより分配しなければならないとされています。</p> |
| 3 土地開発公社の統廃合 | <p>【土地開発公社の統廃合】 土地開発公社は、公拡法に基づき設立される特別法人であり、土地開発公社の業務である土地の取得、管理、処分等を総合的に一体的に処理することが望ましいことから、一地方公共団体一公社が原則です。そこで市町村合併に伴い、その統廃合について検討する必要があります。土地開発公社を統廃合する場合は、公拡法に特別の規定がないため、公拡法第22条の規定等に基づきながら、手続きを進めることとなります。</p> |

| 項 目 | 内 容 |
|--------|---|
| 4 関係法令 | <p>【公有地の拡大の推進に関する法律（抄）】</p> <p>（設立）</p> <p>第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。</p> <p>2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合によっては都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>（定款）</p> <p>第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。</p> <p>（1）目的</p> <p>（2）名称</p> <p>（3）設立団体</p> <p>（4）事務所の位置</p> <p>（5）役員の定数、任期その他役員に関する事項</p> <p>（6）業務の範囲及びその執行に関する事項</p> <p>（7）基本財産の額その他資産及び会計に関する事項</p> <p>（8）公告の方法</p> <p>（9）解散に伴う残余財産の帰属に関する事項</p> <p>2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>（解散）</p> <p>第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。</p> <p>2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配をしなければならない。</p> <p>【地方自治法（抄）】</p> <p>（予算の執行に関する長の調査権等）</p> <p>第221条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。</p> <p>3 前2項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。</p> <p>（財政状況の公表等）</p> <p>第243条の3</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。</p> |